

コンビニで市税などが払えるようになります

4月より、水道料金に続いて市税等についても順次、コンビニで納付ができるようになります。コンビニでの納付は平日だけでなく休日や夜間も手数料なしでご利用可能です。

なお、これまでどおり、市役所窓口・金融機関でも市税等は納めることができます。また、四国内の郵便局窓口であれば同じ納付書で納めることができます。

開始予定時期	市税・公共料金等
4月	●市営住宅使用料
5月	●固定資産税 ●軽自動車税
6月	●市県民税（普通徴収分）
7月	●国民健康保険税（普通徴収分） ●介護保険料（普通徴収分） ●後期高齢者医療保険料（普通徴収分）



※学校給食費は口座引き落としができなかった場合のみ、支払いができます。

※水道料金は引き続き支払いができます。

利用できるコンビニ

全国のコンビニで納めることができます。（ローソン、ファミリーマートなど。詳しくは納付書に記載しています。）

スマートフォンアプリでの納付

スマートフォンアプリ（PayPay、LINE Pay、支払秘書）での納付も可能です。

※水道料金のお支払いにはご利用できません。

コンビニで取り扱えない納付書

- バーコードが印刷されていないもの
 - 1枚当たり金額が30万円を超えるもの
 - コンビニでの取扱期限が過ぎているもの（水道料金を除く）
 - 金額を手書きで訂正してあるもの
 - 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- ※このような場合は市役所窓口および納付書裏面に記載している金融機関でお支払いください。

問い合わせ先

- 各種税金 税務課 ☎ 63-1115
- 介護保険料 長寿政策課 ☎ 63-9112
- 後期高齢者医療保険料 市民課 ☎ 63-1112
- 市営住宅使用料 都市建設課 ☎ 63-1120
- 学校給食費 学校給食センター ☎ 63-1194
- 水道料金 水道課 ☎ 63-3552

簡単で便利な口座振替（引き落とし）のご利用も引き続き推奨しています。



「すくすくもっと」ぼしゅうちゅう

市内在住のお子さん（小学生以下）の写真を随時募集しています。

- ①氏名とふりがな、②性別、③年齢、④生年月日、⑤保護者氏名、⑥続柄、⑦住所、⑧電話番号、⑨簡単なメッセージ（絵文字含む50字以内）⑩掲載希望月（ない場合、記入不要）を書いた用紙と写真を提出してください。

応募方法 ●メール ●持参 ●郵送

- 注意事項** ●中学生以上のご兄弟姉妹が一緒の写真も掲載可能。
●保護者の承諾を得た写真に限る。●応募多数の場合は抽選。
●郵送の場合は写真の返却不可。
●掲載希望月があれば、前月の10日までにご提出ください。

提出先 〒788-8686 桜町2番1号 宿毛市企画課
広報統計係 ☎ 63-1118 ✉ kikaku@city.sukumo.lg.jp

広報に掲載された方にはポストカードをプレゼント



たきもと ゆな
滝本 結菜ちゃん
(7カ月)

メッセージ...

皆を笑顔にしてくれる
結菜の笑顔が大好きだよ(*^~^*)♡
これからもその笑顔を
たやさないでね
(*´ω`*)